入札時の注意点

■暴力団員等や，役員に暴力団員等がいる法人は，買受人となれません。
■暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は，買受人となれません。

入札時に下記の各書面の提出が入札書毎に必要です。

暴力団員等に該当しない旨の陳述書（個人・法人を問わず）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。
※記載に不備があった場合，入札が無効になる場合があります。
※提出後の訂正はできません。

住民票（個人の場合）

資格証明書（法人の場合）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。
※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが，個人の場合も住民票の提出が必須になりました。
※住民票は，氏名・住所・生年月日・性別の記載があり，**マイナンバーが記載されていないもの**を提出してください。
※入札する日において発行後３か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し（宅地建物取引業者の場合）

※有効期限内のものを提出してください。

（入札方法に関する問合せ）
秋田地方裁判所能代支部執行官室　☎０１８５－５２－３２７８

令和　８年（ケ）第　　６号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月１３日
秋田地方裁判所能代支部
裁判所書記官　阿　部　義　史

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　４日から 令和　８年１２月１１日まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月１７日　午後　２時００分 秋田地方裁判所能代支部開札場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月　６日　午前　９時３０分 秋田地方裁判所能代支部
買受申出の保証の提供方法		別に掲示されています。
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）		☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月１３日から当庁に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和８年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	2, 496, 000 1, 996, 800	一括	499, 200	28, 521	0
1	563, 000				
2	1, 933, 000				
備考					

令和　8年（ケ）第　　6号

物　件　目　録

1　所　　在　　山本郡藤里町藤琴字藤琴

　　地　　番　　２１３番３

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　３５０．３８平方メートル

2　所　　在　　山本郡藤里町藤琴字藤琴　２１３番地３

　　家屋　番号　　２１３番３

　　種　　類　　店舗

　　構　　造　　木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建

　　床　面　積　　１階　８０．５３平方メートル
　　２階　７９．４９平方メートル

（現況）

　　種　　類　　店舗・居宅

（未登記附属建物）

　　種　　類　　車庫

　　構　　造　　木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

　　床　面　積　　約２３．１８平方メートル

・　令和　８年（ケ）第　　６号

物　件　明　細　書

令和　８年　９月２５日
秋田地方裁判所能代支部
裁判所書記官　阿　部　義　史

1　不動産の表示
【物件番号１，２】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件１，２】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号２】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
なし

《注　　意　　書》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して，裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　8年（ケ）第　　6号

物　件　目　録

1　所　　在　　山本郡藤里町藤琴字藤琴

　　地　　番　　２１３番３

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　３５０．３８平方メートル

2　所　　在　　山本郡藤里町藤琴字藤琴　２１３番地３

　　家屋　番号　　２１３番３

　　種　　類　　店舗

　　構　　造　　木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建

　　床　面　積　　１階　８０．５３平方メートル
　　２階　７９．４９平方メートル

（現況）

　　種　　類　　店舗・居宅

（未登記附属建物）

　　種　　類　　車庫

　　構　　造　　木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

　　床　面　積　　約２３．１８平方メートル

令和８年（ケ）第６号
令和８年７月１３日受理
令和８年８月２４日提出

現況調査報告書

秋田地方裁判所能代支部

執行官　佐　藤　智　博

令和８年（ケ）第６号

物　件　目　録

１　所　　在　　山本郡藤里町藤琴字藤琴

　　地　　番　　２１３番３

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　３５０．３８平方メートル

２　所　　在　　山本郡藤里町藤琴字藤琴２１３番地３

　　家屋番号　　２１３番３

　　種　　類　　店舗

　　構　　造　　木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建

　　床　面　積　　１階８０．５３平方メートル
　　２階７９．４９平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	（住居表示未実施）
土地	物件１
現況地目	■宅地（物件 １ ）　□公衆用道路（物件　　）　□　　（物件　　）
形状	■公図のとおり　　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　　□土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者　　□その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	本土地は南東側が町道に接している。 本土地上に置かれている２個の構築物（物置）は、いずれも破損している（写真番号３、５）。 本土地上に家電等の廃棄物が多く放置されている（写真番号３、４）。
建物	物件２
種類、構造及び床面積の概略	□公簿上の記載とほぼ同一である ■公簿上の記載と次の点が異なる（■主である建物　□附属建物） ■種　類：店舗・居宅 □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	□ない ■ある ― 種　類：車庫 構　造：木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積：約２３．１８㎡
占有者及び占有状況	■建物所有者　　□その他の者 上記の者が本建物を店舗・居宅として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	本建物１階店舗部分で営んでいた寿司屋は、令和７年３月で営業は終了したとのことであるが、店舗内には営業当時の動産類が多数残されている。
執行官保管の仮処分	■ない □ある ― 地方裁判所　　支部　　年（　）第　　号 保管開始日　　年　　月　　日
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　　■土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関　係　人　の　陳　述　等	
陳　　述　　者 （当事者等との関係）	陳　述　内　容　等
■所有者破産管財人	1　本件各物件は、いずれも所有者に使用させて破産管財人が管理しています。
■所有者	1　物件１土地は公図のとおりです。境界等につき隣地所有者と争いはありません。 2　物件２主である建物の１階で寿司屋を営んでいましたが、令和７年３月で営業を終えました。現在、店舗内にある冷蔵庫やネタケース等は故障して使用できません。また、厨房内の水道の蛇口は一部水漏れして元栓を止めている状態です。 3　物件２主である建物の南側にある車庫（物件２未登記附属建物）は、令和８年４月ころ古材で建てました。 4　本件物件は、私と私の家族だけが使用しており、他人が使用している部分はありません。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調　査　の　経　過		
調　査　の　日　時	調査の場所等	調　査　の　方　法　等
令和 8年 7月13日（月） 14：00　～　14：05	秋田地方法務局能代支局	登記事項証明書等公用取得
令和 8年 7月13日（月） ：　～　：	執行官室	藤里町役場に対し課税台帳等交付申請（郵便）
令和 8年 7月23日（木） 13：40　～　13：55	物件所在地	現地所在確認、写真撮影
令和 8年 7月27日（月） 15：25　～　15：30	執行官室	破産管財人から電話聴取、所有者に対する現況調査期日告知依頼
令和 8年 8月17日（月） 13：45　～　14：30	物件所在地	立入調査、占有調査、図面作成、写真撮影 （所有者立会、評価人同行）
令和　年　月　日（　） ：　～　：		
令和　年　月　日（　） ：　～　：		

（特記事項）

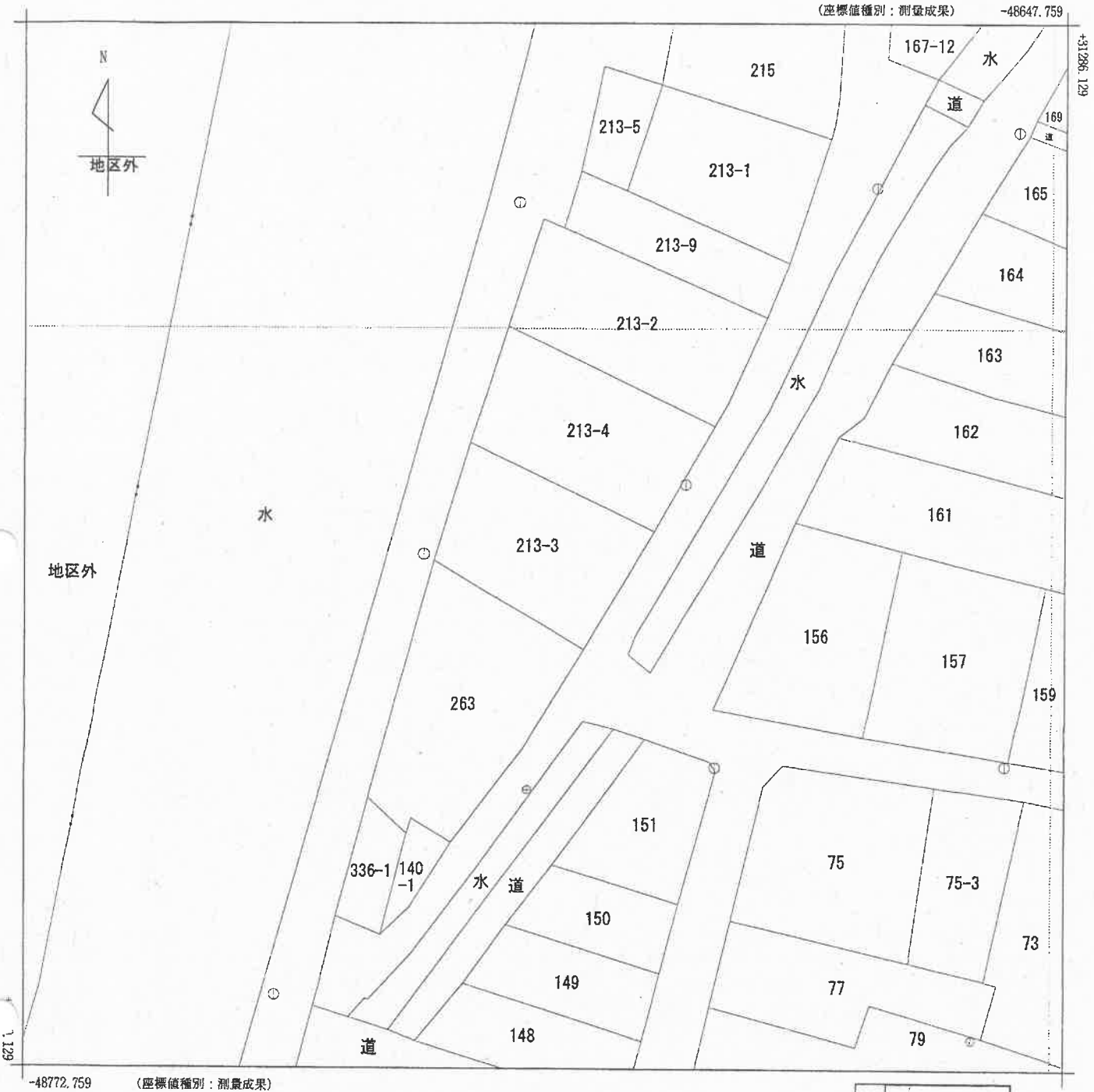
□　令和　　年　　月　　日
　目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□　令和　　年　　月　　日
　目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□　令和　　年　　月　　日
　休日・夜間執行許可の提示をした。

□　令和　　年　　月　　日

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouoki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出	藤琴字藤琴

請求部分	所在	山本郡藤里町藤琴字藤琴				地番	213番3		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第１４条第１項)	種類	地籍図
作成年月日				備付年月日(原図)		補記事項			

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

Ａ３版からＡ４版に縮小

令和8年7月13日
秋田地方法務局能代支局
登記官

請求番号：7-1
(1/1)

(5 枚目)

公用

公用

登記年月日：平成12年3月17日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年7月13日　秋田地方法務局能代支局
登記官

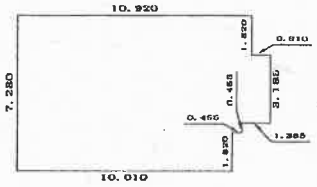
600527

各階平面図

建物図面
~~各階平面図~~

家屋番号	213−3
建物の所在	山本郡藤里町藤琴字藤琴２１３番地３

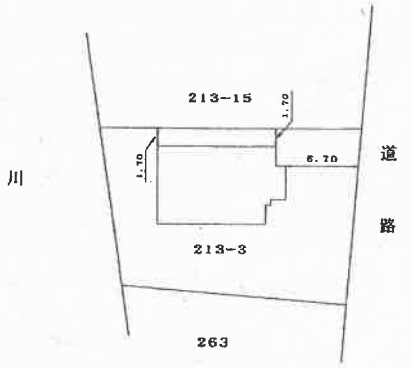
1階



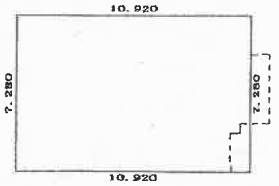
求積表

7.280 × 10.010 =		72.872800
5.460 × 0.455 =		2.484300
5.005 × 0.456 =		2.277275
3.185 × 0.910 =		2.898350
合計		80.532725
床面積		80.53 ㎡





2階



求積表

7.280 × 10.920 =		79.497600
		79.497600
床面積		79.49 ㎡

作製者		縮尺	1/250

（秋田県土地家屋調査士会統一用紙）

申請人		縮尺	1/500

H12 3 17

（６枚目）

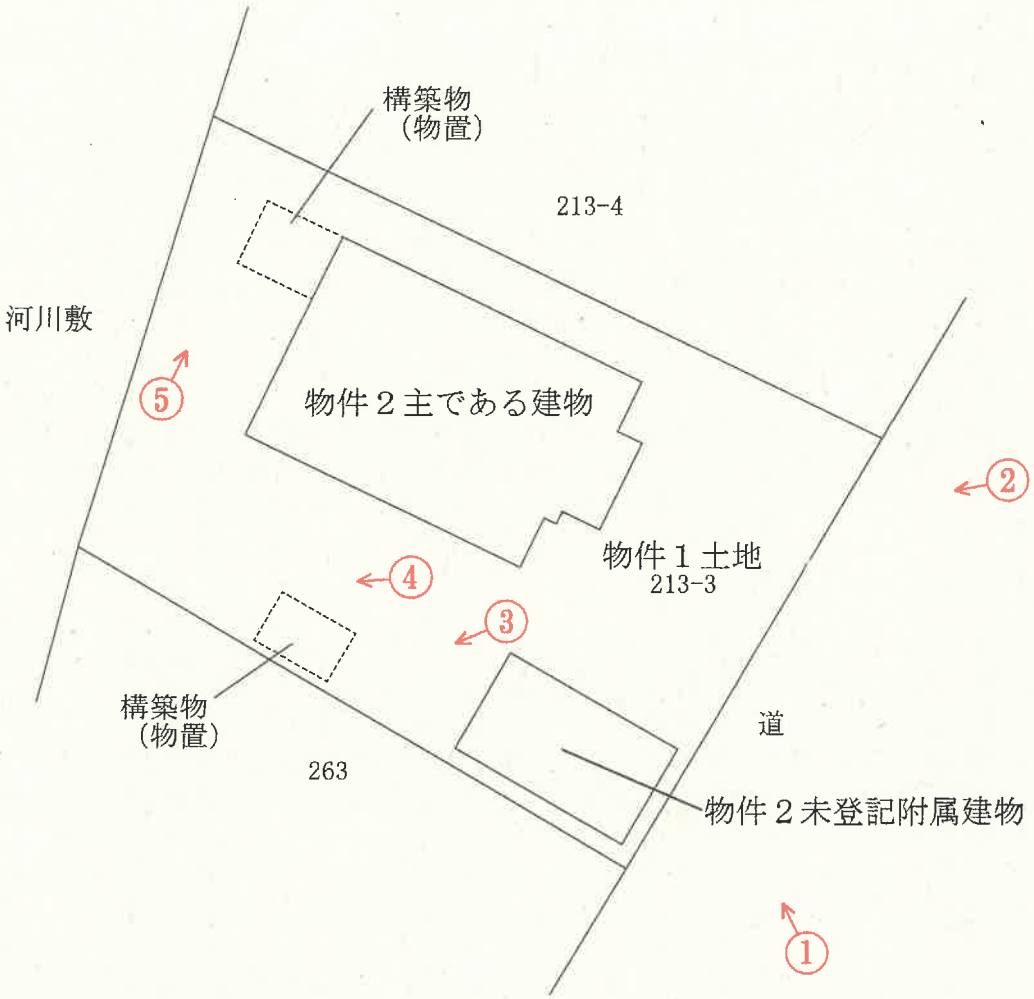
A３版からA４版に縮小

請求番号：7-2

土地建物位置関係図

N

1
250



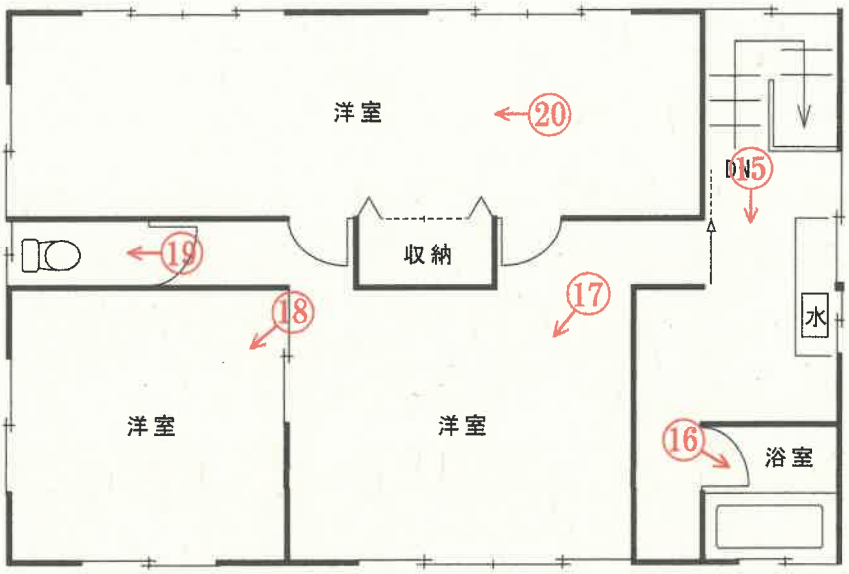
○は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。

※土地の形状及び建物位置関係は、概略を記載したものである。

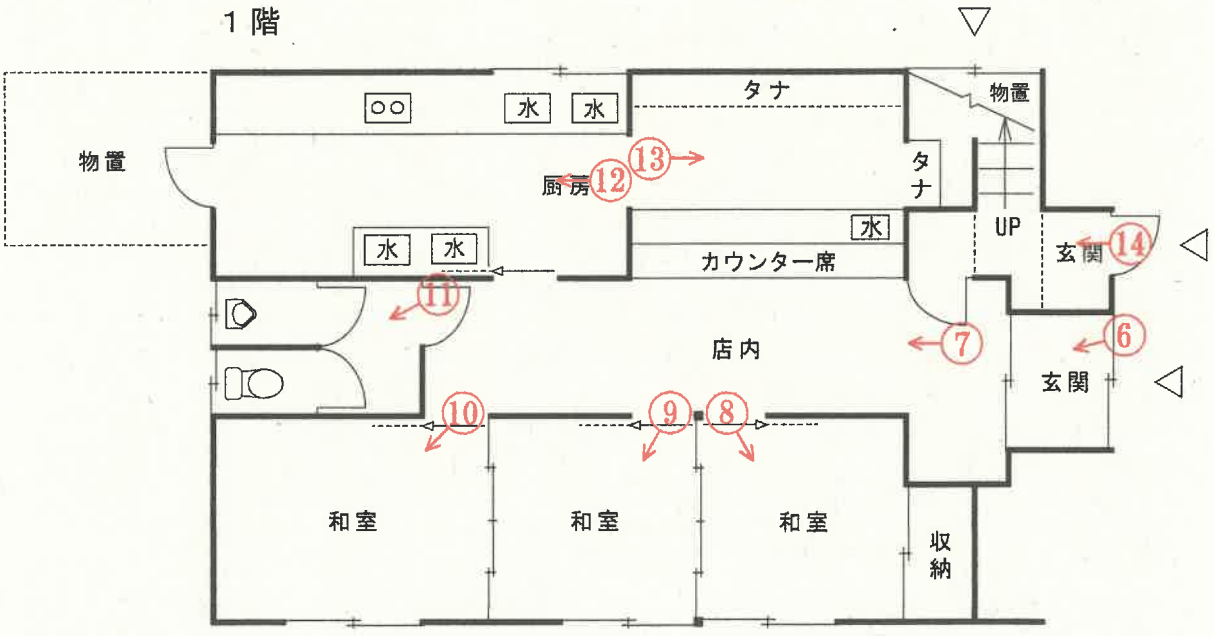
建物間取図

物件２
主である建物

２階



１階



は写真撮影場所であり、◯印の中の数字は写真番号である。

物件２
未登記附属建物

建物間取図



は写真撮影場所であり、印の中の数字は写真番号である。

写真番号１



写真番号２



写真番号３



写真番号４



写真番号５



写真番号６



物件２主である建物内部の状況（１階）

写真番号７



前同

写真番号８



前同

写真番号９



前同

写真番号１０



前同

写真番号１１



前同

写真番号１２



前同

写真番号１３



前同

写真番号１４



前同

写真番号１５



物件２主である建物内部の状況（２階）

写真番号１６



前同

写真番号１７



前同

写真番号１８



前同

写真番号１９



前同

写真番号２０



前同

写真番号２１



物件２未登記附属建物内部の状況

令和８年（ケ）第６号
令和８年８月１７日　現地調査
令和８年８月２４日　評　　価

秋田地方裁判所能代支部　御中

評　　価　　書

評価人　不動産鑑定士
平　野　太　郎

第１　評価額

一　括　価　格	
金２，４９６，０００円	
内　訳　価　格	
物件１（土地）	金５６３，０００円
物件２（建物）	金１，９３３，０００円

１　一括価格は、物件１、２の各不動産について、一括売却（民事執行法６１条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。

２　内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

３　物件１の内訳価格は物件２のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件２の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第２　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法５８条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

番号	所在等	登記	現況
１	所在 地番 地目 地積	山本郡藤里町藤琴字藤琴 ２１３番３ 宅地 ３５０．３８㎡	同左
２	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	山本郡藤里町藤琴字藤琴２１３番地３ ２１３番３ 店舗 木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建 １階　８０．５３㎡ ２階　７９．４９㎡ 延１６０．０２㎡	種類：店舗・居宅 ほかに未登記附属建物がある（特記事項参照）。 そのほかについては同左
番号	特記事項		
１、２	・物件１（土地）は物件２（建物）の敷地として利用されている。 ・物件２には下記の未登記附属建物がある。 ＜物件２の未登記附属建物＞ 種　類：車　庫 構　造：木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積（概測）：約２３．１８㎡		

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等（物件１）

位置・交通	ＪＲ奥羽本線「二ツ井」駅の北方・道路距離約８．７㎞ （別添「所在位置略図」参照）	
付近の状況	一般住宅のなかに店舗等もみられる住宅地域。地域内に格別の変動要因はないことから、当面は現状を維持すると予測する。 生活上の便益施設等への接近性は以下のとおりである。 藤里町立義務教育学校藤里学園・約１㎞ いとく藤琴店・・・約３５０ｍ 山下医院・・・約２６０ｍ 藤琴郵便局・・・約６００ｍ 藤里町役場・・・約３５０ｍ （いずれも道路距離） 道路は幅員４．５ｍの舗装町道が標準である。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	都市計画区域外 － － － － 宅地造成等工事規制区域
画地条件	間　口：約１６．４ｍ 奥　行：約２２ｍ 規　模：３５０．３８㎡ 形　状：ほぼ長方形地 地　勢：概ね平坦 接面道路との関係：中間画地 ・南東側約１６．４ｍが幅員約４．５ｍの舗装町道に概ね等高に接面	
接面道路の状況	南東側：幅員約４．５ｍの舗装町道	
土地の利用状況等	物件１は物件２の敷地として利用されており、法定地上権が成立すると判断した。 隣接地は北東側が一般住宅、南東側が町道、水路を介して未利用地、南西側が一般住宅、北西側背後は河川敷となっている。	

供給処理施設 （宅地内引込）	上 水 道：あり（接面道路公設管より引込） ガス配管：なし（接面道路公設管：なし） 下 水 道：あり（建物への接続：あり）
特 記 事 項	・藤里町防災マップ（web 版）によれば洪水浸水想定区域（浸水深０．５ｍ～３．０ｍ未満）に該当している。 ・北西側は藤琴川の河川敷に隣接し、法面を経て約３ｍの未舗装河川管理通路に接する。 ・本件土地には家電類等の廃棄物が多く放置されている。 ・土壌汚染の有無は調査機関による汚染調査を行わなければ確定できないが、土壌汚染が懸念される事実は確認されなかった。 ・周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。

2　建物の概況及び利用状況（物件２）

区　　分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)：平成１２年３月７日新築 経　過　年　数：約２６年 経済的残存耐用年数：約４年
仕　　様	構　造　：　木造２階建 屋　根　：　亜鉛メッキ鋼板葺 外　壁　：　サイディング 内　壁　：　ビニールクロスほか 天　井　：　ビニールクロスほか 床　：　フローリング、畳、コンクリート金ゴテ仕上ほか 設　備　：　電気設備、給排水設備、厨房設備ほか その他　：　特になし
床面積(現況)	延１６０．０２㎡
現況用途等	現況用途　：　店舗・居宅 間取り　：　添付建物間取図のとおり。
品　　等	中　位
保守管理の状態	経年相応の老朽化が認められる。外壁には破損や塗装の剥がれ等がみられるほか、建物内部には多くの動産類が置かれている。保守管理の状態はやや劣る。
建物の利用状況	所有者が店舗（営業終了）・居宅として使用している。
特記事項	・構築物として西側に物置、南側にも物置が、それぞれ設置されているが、いずれも破損した状態にある。 ・建築時期等からアスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の有無については専門調査機関の分析調査を要する。

区　　分	未登記附属建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)：不　詳 経　過　年　数：不　詳 経済的残存耐用年数：約１５年
仕　　様	構　造　：　木造平家建 屋　根　：　亜鉛メッキ鋼板葺 外　壁　：　着色鋼板 内　壁　：　アラワシ 天　井　：　アラワシ 　床　　：　コンクリート金ゴテ仕上 その他　：　特にない
床面積(現況)	概測　約２３．１８㎡
現況用途等	現況用途　：　車　庫 間取り　：　添付建物間取図のとおり。
品　　等	下　位
保守管理の状態	経年相応の老朽化が認められる。保守管理の状態は普通。
建物の利用状況	未登記附属建物で、車庫として利用されている。
特記事項	建物所有者の陳述によれば、令和８年４月頃に建設したとのことである。

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

（１）建付地価格（物件１）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 （円／㎡） ア	個別格差 イ	地　積 （㎡） ウ	建付減価 エ	建付地価格 （円） ア×イ×ウ×エ
1	3,830	1.00	350.38	1.00	1,342,000

（千円未満四捨五入）

ア　標準画地価格（公示価格等からの規準）

標準画地は幅員 4.5m舗装町道に接面する地積３００㎡程度の長方形地

地価調査基準地　藤里(県)５－１

公示価格等		時点修正		標準化補正		地域格差		標準画地価格
4,300 円／㎡	×	98.0／100	×	100／100	×	100／110	＝	3,830 円／㎡

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：な　い

◇地 域 格 差：街路条件(幅員)　＋５％

環境条件(事業環境)　＋５％

100／105 × 100／105 ＝ 100／110

イ　個 別 格 差：な　い

ウ　地　　積：登記数量

エ　建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

（２）建物価格（物件２）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 （円／㎡） ア	現況延床面積 （㎡） イ	現価率 ウ	建物の価格 （円） ア×イ×ウ
2 主である建物	200,000	160.02	0.08	2,560,000
2 未登記附属建物	24,000	23.18	1.00	556,000
			物件２の合計	3,116,000

（千円未満四捨五入）

イ　現況延床面積：物件２主である建物…登記数量
物件２未登記附属建物…概測数量

ウ　現　価　率：物件２主である建物…経過年数約２６年、経済的残存耐用年数約４年、残価率５％とした定率法により約８％となる。
物件２未登記附属建物…所有者の陳述による建築時期（令和８年４月頃）は半年であり、現価率は１００％と査定。

2　評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については、土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

①　土地利用権等価格

番号	建付地価格 （円） ア	土地利用権の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 （円） ア×イ×ウ
1	1,342,000	1.00	0.25	法定地上権	336,000

（千円未満四捨五入）

イ　土地利用権の及ぶ範囲：物件１全体に物件２の土地利用権が及ぶと判断した。

ウ　土地利用権等割合：物件１に対する土地利用権を法定地上権と判断し、その権利割合を２５％と査定。

②　内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 （円） ア	土地利用権等価格の控除及び加算 （円） イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額 （円） （ア±イ）×ウ×エ×オ
1	1,342,000	-336,000		0.80	0.70	563,000
2	3,116,000	+336,000	1.00	0.80	0.70	1,933,000
一括価格（合計）						2,496,000

（千円未満四捨五入）

ウ　占有減価修正：特にない

エ　市場性修正：店舗兼居宅として利用される建物及びその敷地であり、汎用性・代替性の面で制約を受けること等により、市場性修正として２０％減価と査定した。

オ　競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第６　参考価格資料

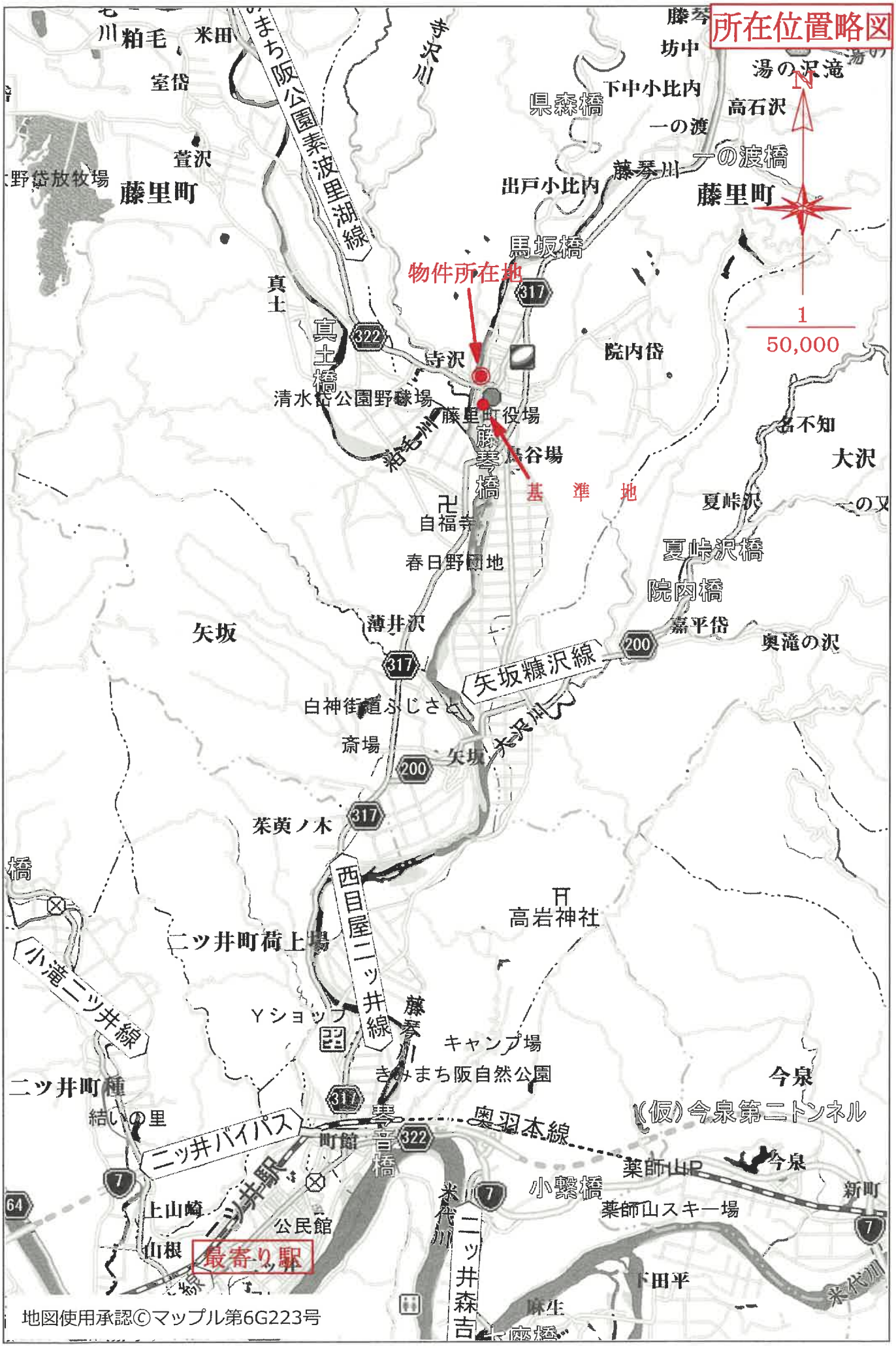
地価調査価格（藤里(県)５－１）

所　　在：山本郡藤里町藤琴字藤琴５１番
価　　格：４，３００円／㎡
位　　置：ＪＲ奥羽本線「二ツ井」駅から道路距離で約８．５㎞
価格時点：令和７年７月１日
地　　積：２４２㎡
供給処理施設：水道、下水
接面道路：南東側が幅員約９ｍ舗装町道に接面
用途指定等：都市計画区域外
地域の概要：店舗併用住宅に一般住宅が混在し、空店舗が目立つ商業地域

第７　附属資料

１　受命物件の所在位置略図
２　地図（不動産登記法第 14 条第１項）写
３　建物図面・各階平面図写
４　建物配置図
５　建物間取図

以　上

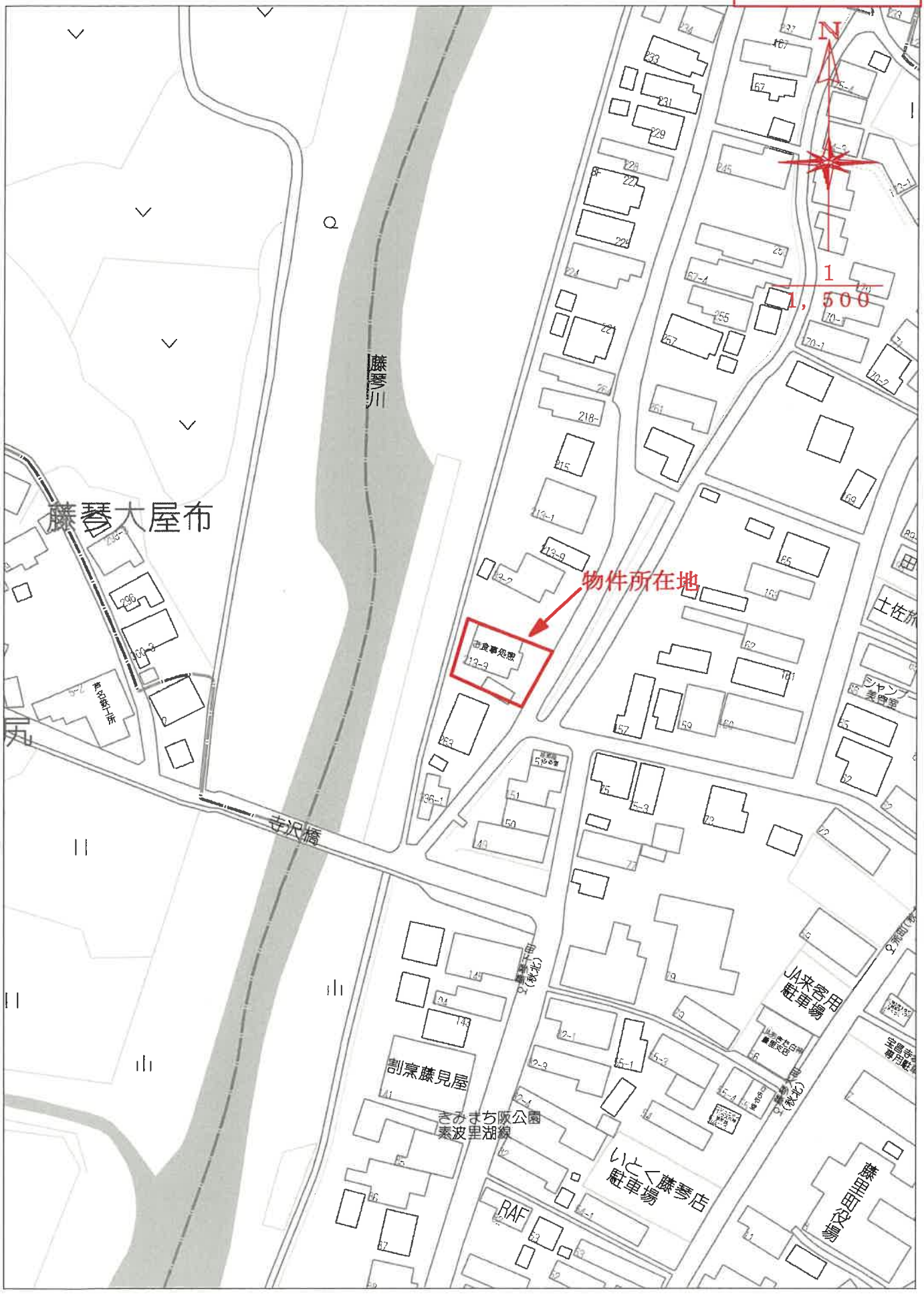

所在位置略図
N
1
50,000
物件所在地
基準地
最寄り駅
地図使用承認©マップル第6G223号
藤里町
馬坂橋
藤琴川
一の渡橋
県森橋
真土橋
藤琴橋
藤里町役場
清水森公園野球場
自福寺
春日野団地
夏峠沢橋
院内橋
矢坂
薄井沢
矢坂糠沢線
白神街道ふじさと
斎場
茱萸ノ木
西目屋二ツ井線
高岩神社
二ツ井町荷上場
小滝二ツ井線
Yショップ
キャンプ場
きみまち阪自然公園
二ツ井町種
結いの里
二ツ井バイパス
奥羽本線
(仮)今泉第二トンネル
今泉
薬師山P
薬師山スキー場
小繋橋
二ツ井駅
町館
上山崎
仙根
公民館
米代川
二ツ井森吉
麻生
下田平
新町
湯の沢滝
高石沢
出戸小比内
下中小比内
坊中
院内岱
名不知
大沢
夏峠沢
奥滝の沢
嘉平岱
寺沢川
米田
室岱
萱沢
真土
寺沢
317
322
200
7
64

所在位置略図



電子地図（国土地理院）を加工して作成

所在位置略図

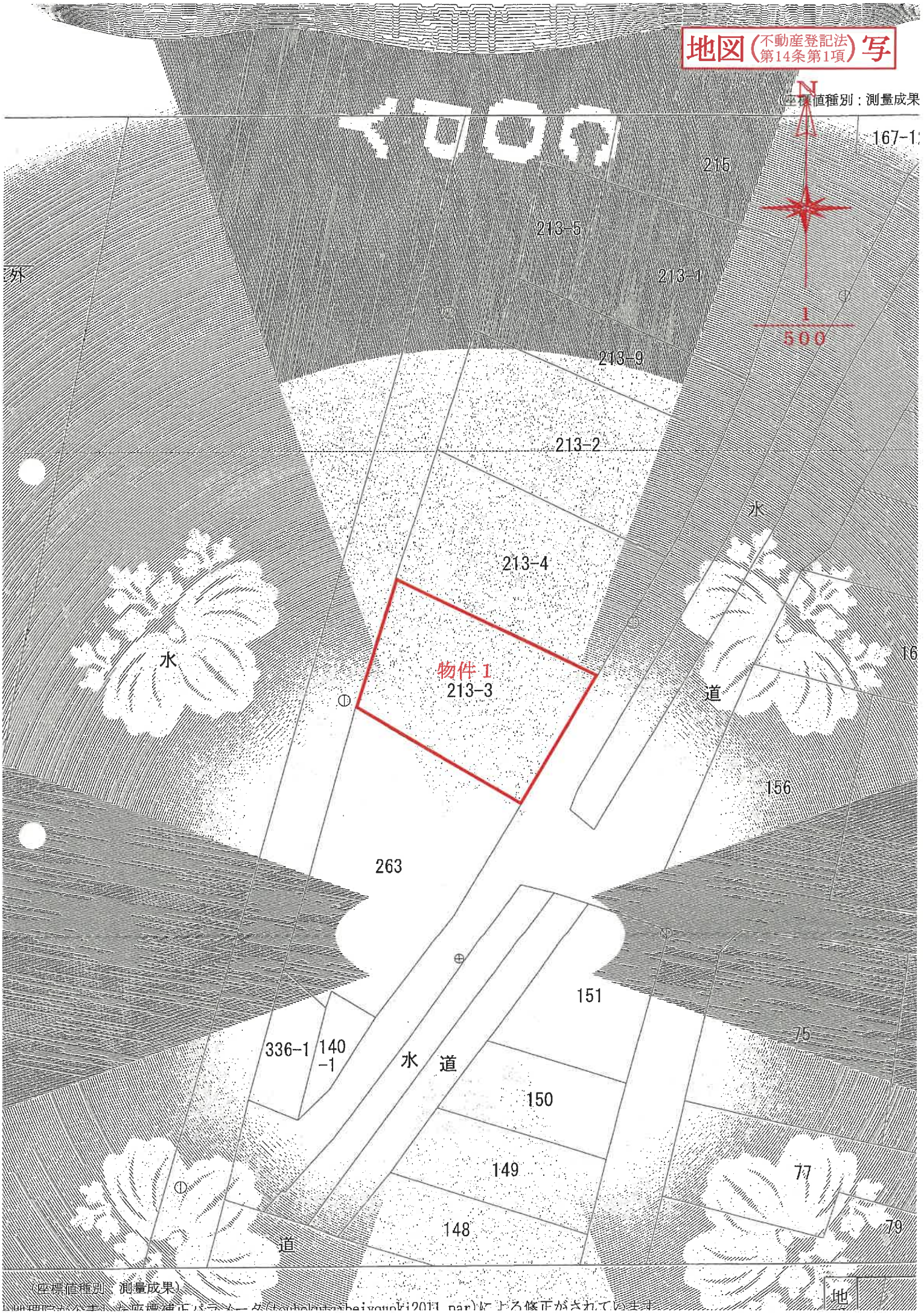


60m

1:1500

Copyright(C)2026 ZENRIN CO., LTD.（Z25BB第4362号）

禁無断複写複製
一般財団法人日本不動産研究所秋田支所
Z1707463-20260724162058



（座標値種別：測量成果）

地理院地図「公共基準点」を座標補正パラメータ（touhokutaiheiyouki2011.par）により修正がされています。

これは図面に記録されている内容を証明したものである。
（秋田地方法務局能代支局管轄）
令和8年5月28日　仙台法務局

登記年月日：平成12年3月17日

600527

各階平面図

建物図面
各階平面図

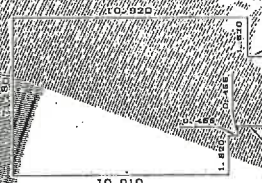
家屋番号	213－3
建物の所在	山本郡藤里町藤琴字藤琴213番地3

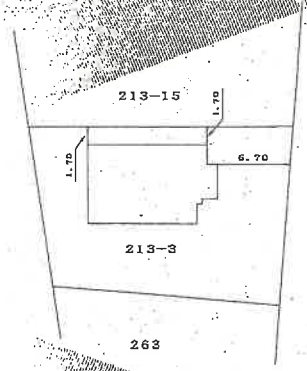
物件2

1階

求積表

7.280 × 10.010 =	72.872800	
5.460 × 0.455 =	2.484300	
5.005 × 0.455 =	2.277275	
3.185 × 0.910 =	2.898350	
合計	80.532725	
床面積	80.53 ㎡	

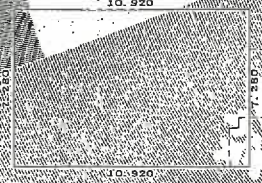




2階

求積表

7.280 × 10.920 =	79.497600	
	79.497600	
床面積	79.49 ㎡	

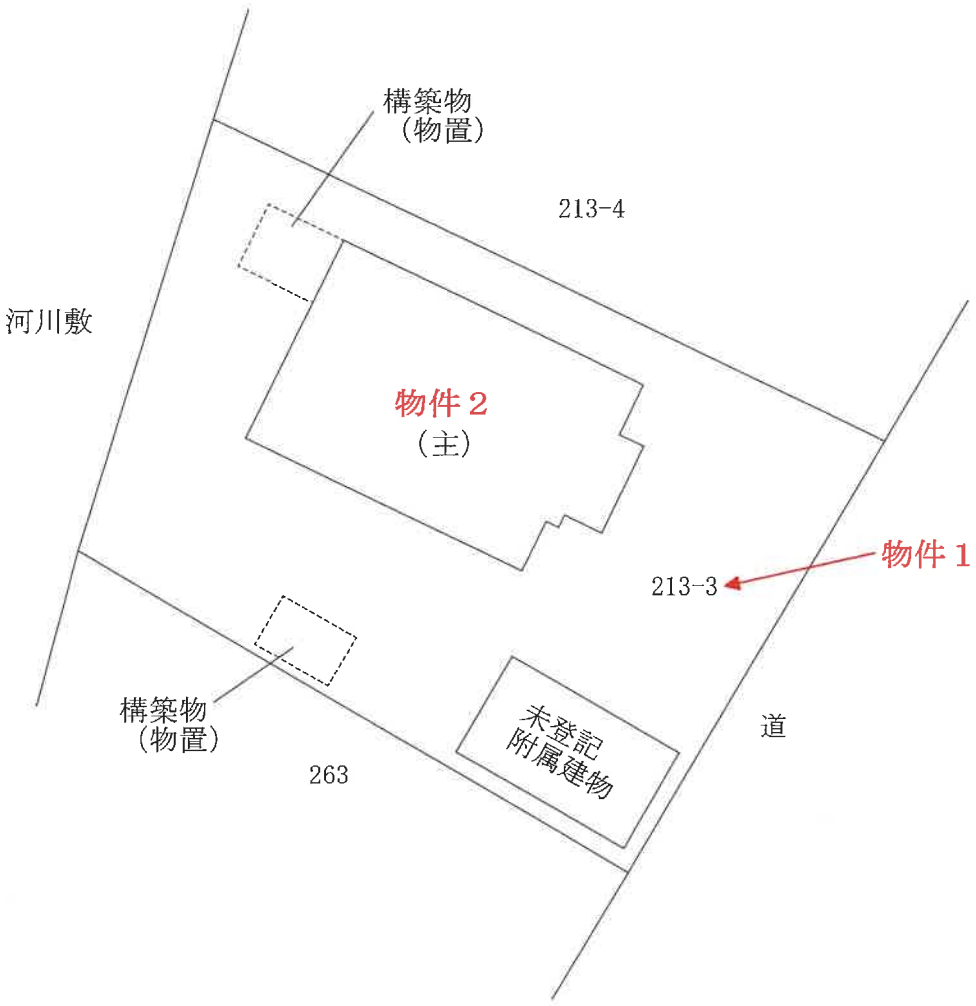


作製者	[redacted]	縮尺	1／250	申請人	[redacted]	縮尺	1／500

（秋田県土地家屋調査士会統一用紙）

「本図面は原本のＡ３版をＡ４版に縮小コピーしたものである。」

建物配置図

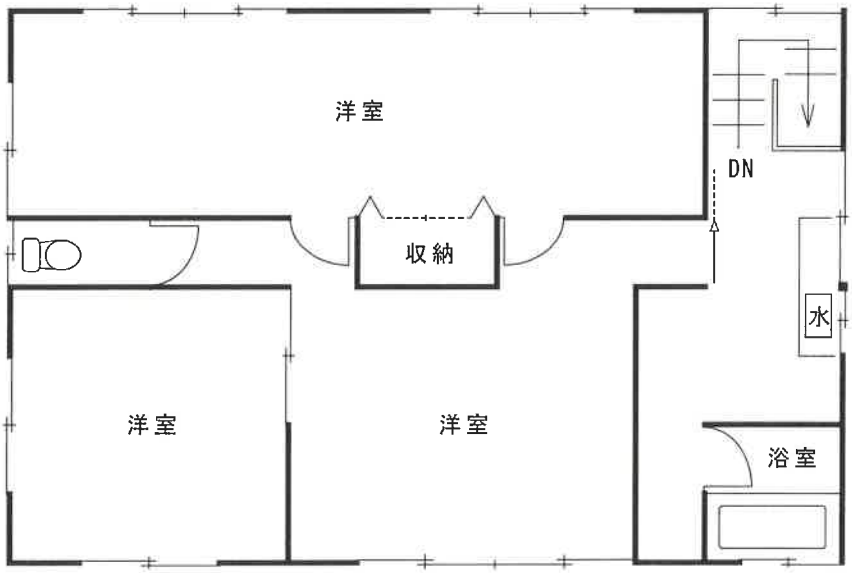


建物間取図

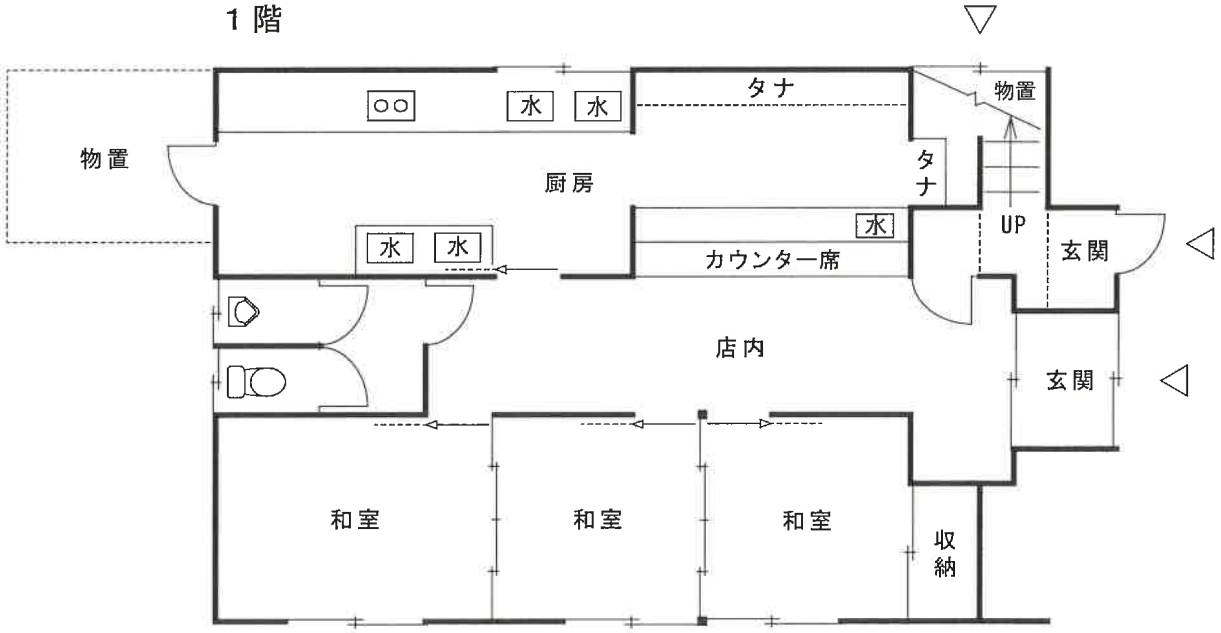
物件２

主である建物

２階



１階



令和８年（ケ）第６号

建物間取図

物件２

未登記附属建物



令和８年（ケ）第６号